

(議会運営委員会の設置)

第 1 条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、8 人とする。

(議会運営委員の任期)

第 2 条 議会運営委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による議会運営委員の改選は、任期満了の日前 30 日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員の任期の起算)

第 3 条 議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われるときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置)

第 4 条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第 5 条 議会運営委員は、関係市議会において選出する。

2 特別委員は、議長が会議に諮って指名する。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の互選により定める。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)

第 7 条 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第 8 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 9 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第 10 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第 11 条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第 12 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、会議を招集しなければならない。

(定足数)

第 13 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 14 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(準用規定)

第15条 この条例に定めるもののほか委員会の運営等に関しては、筑西市議会委員会条例(平成17年筑西市条例第185号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。